

ニュースが分かる!

Q & A

今なぜ「家族信託」に注目?

えてきた父親が子供に所有するアパートの管理運営を委託する場合。父親が委託者・受益者で、子供が受託者となると、アパートからの家賃収入はこれまで通り父親が受け取り、生活費の足しにできる。

管理運営はしっかりとされた子供が行うから父親は安心といふわけだ。

それからこんな例もある。高齢の両親が介護施設に入つて、その費用の捻出に悩む娘が

いる。いざとなれば両親が住んでいた共有名義のマンションを売却して、その資金を充てようと思っているが、どちらかでも認知症になつて判断能力がなくなると売却できな

い。その対策として信託が登場する。娘が受託者となって信託契約を結ぶことで、将来

には認知症患者数が700万人を超えるらしい。これは高齢者(65歳以上)の5人に1人。どの家庭にとっても他人事ではなくなるんだ。

息子 うちも気を付けないと。大して財産はないと思うけれど。

父親 ……。

息子 ビジネスチャンスと云いぶん詳しいね。

父親 当然。この自宅だって一生懸命働いた結果の大好きな財産だから。多少なりとも

も言えるなあ。不動産の専門家として、資産の活用方法や承継方法を提案して、サポートしていくと、売却や管理などにも派生する可能性が大きい。

息子 というよりも認知症がキーだね。親が認知症になつて判断能力がなくなると、子供で

あつても自由に親の預貯金を引き出したり、所有している不動産の売却はできなくなつてしまつから。

父親 確か、厚生労働省の試算では、25年

から、上手く組み合わせることが大事だね。

父親 2年前からは、相続税の基礎控除額が4割も引き下げられたから、相続に関心を持つ人が増えた。何といっても相続資産の大半が日本は自宅を中心とする不動産だからね。何はともあれ、宅建業者にどうて必要な知識だと思

うよ。

息子 失礼な。まだまだ大丈夫だ。知つてるか? 信託を活用すると、生前の財産管理だけでなく、自分が死

亡した後資産の承継先を数代先まで決めておくことだつてできるんだ。そうだな、ま

た、そういった場合の対応策として成年後見制度があつたよ。

息子 いやいや。そういうば、そういった場合の対応策として成年後見制度があつたよ。

父親 成年後見制度は、本人の財産を維持管理することに重きが置かれ、将来を見越して財産を処分することは認められないなかつたはず。一

方で、成年後見制度には認められている身上監護権(例えば介護契約や介護施設への入所契約)は、受託者にはない

と聞いている。

息子 それぞれ役割が違う

父親 最近、「家族信託」が

話題になつているようだね。

だ。もちろん不動産会社勤務

だから知つているよな。

息子 えーと。何だつたか

な。

父親 財産をもめることが

く管理・相続するための方法

として、テレビや新聞でも見

かけるよ。不動産や預金など

の資産を、信頼できる家族に

託して、その管理や処分を任

せる仕組みだ。

息子 …?

父親 分かつていよいよ

だな。例えば、最近体力が衰

弱化した。息子

父親 分かつていよいよ

だな。例えば、最近体力が衰

弱化した。

息子 それは役割が違う

だ。

父親 確か、厚生労

働省の試算では、25年

「家族信託」セミナーには高齢の親を持つ50~60代の姿が目立つ(日本財託で)

る。

息子 それは役割が違う

だ。